

水戸市公害防止条例に規定する汚水の届出施設

区分	施設名	規模・能力	
汚水	1	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設	従業員が 10 人以上 30 人未満の工場等に係るものに限る。
	2	し尿処理施設(公共用水域に排出されるもの)	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 101 人以上 500 人以下又は処理対象人員が小規模であって、合計すると 100 人以上になるものに限る。
	3	家畜の飼養に用いる畜舎	豚の飼養に用いるものにあつては、10 平方メートル以上 50 平方メートル未満のものに限る。 牛の飼養に用いるものにあつては、50 平方メートル以上 200 平方メートル未満のものに限る。